

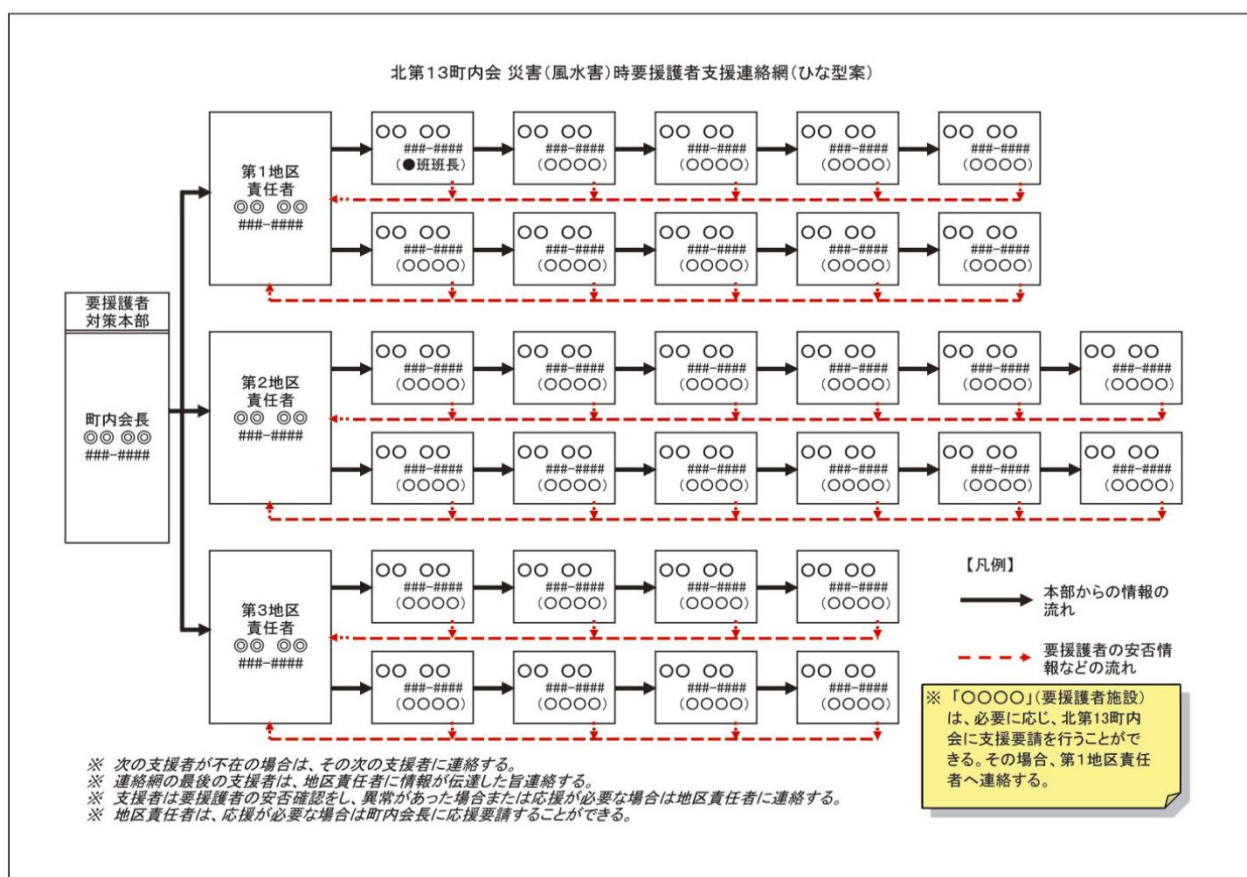
(5) 組合せ台帳

(4)の登録カードをもとに、要援護者と支援者の組合せを行い、カード化したものです。このカードの写しを要援護者、支援者本人のほか支援母体の関係者が保有します。なお、実際に支援母体の中で誰が保有するかは、(1)の支援プランで決めておくことが大事です。

要 援 護 者 情 報					
氏名：	性別：	生年月：	年齢：	世帯数：	
班名：	住所：				
電話：	ファックス：		携帯：		
知 っ て 欲 しい こ と	いつも使用しているもの： ない・ある ⇒ つえ・車いす・その他()				
	いつも服用している薬： ない・ある ⇒ ()				
	既往症の有無について： ない・ある ⇒ ()				
	かかりつけの病院について： ない・ある ⇒ ()				
	アレルギーの有無について： ない・ある ⇒ ()				
	その他				
緊急連絡 先	氏名：	電話：	ファックス：		
	続柄：	住所：			
支 援 者 情 報					
①	氏名：	性別：	班名：	住所：	
	電話：	ファックス：		携帯：	
②	氏名：	性別：	班名：	住所：	
	電話：	ファックス：		携帯：	
③	氏名：	性別：	班名：	住所：	
	電話：	ファックス：		携帯：	

(6) 連絡網

風水害などの事前に予期できる災害の場合、災害情報や安否確認などについて支援者に伝達するための連絡網です。この連絡網により伝わってきた情報を支援者は要援護者に伝達します。



【情報伝達イメージ】



(7) 地域への体制整備等の周知文

年度末などの節目の時期に、支援母体の一連の活動に対する地域住民の理解と協力に対するお礼とともに、体制整備に関する報告などを趣旨として、回覧（又は全戸配布）するための文書です。

北第13町内会からの大切なお知らせです！

平成22年3月31日

北第13町内会にお住まいの皆様へ

北第13町内会会長 ○○ ○○

災害時要援護者避難支援の取組みについて

春寒の候、皆様方におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。さて、当町内会では「札幌市災害時要援護者避難支援」や風水害などの災害時に援護が必要な方々への災害時にまわりの人の手助けが必要な方（要援護者）としていただける方（支援者）の登録をしていただき、皆様へ報告するとともに、これまでのご支援・

なお、当町内会といたしましては、平成22年度の登録を希望する方の登録を呼びかけ、地域の防災体制を整備してまいります。

登録された個人情報の取扱いについて

今回登録していただいた個人情報（要援護者・支援者・支援協力者の組合せ台帳）については、ご本人の同意を得た上で、以下のように取扱いいたします。

【保管先】 要援護者カード、支援者カード、台帳の原本は、全て町内会長が保管いたします。

【保有者】 組合せ台帳の写しを以下の関係者に提供いたします。

台帳の一部：地区責任者（所管する地区）

21年度の取組み結果

◆ 登録していただいた要援護者・支援者の方
災害が発生した際、自力では避難できない要援護者を支援者が避難支援します。
要援護者51名、支援者42名の方々が登録されました。

災害時における支援者の具体的な行動

情報の伝達：風水害など災害発生の可能性を事前に予測できる災害の場合、避難準備情報などを要援護者に伝えます。

避難誘導：安否確認を行うとともに、災害発生前又は発生時に、要援護者を避難場所まで誘導します。

思いやりの対応：避難場所では、災害によるショックや不安を和らげるよう手助けや気配り、思いやりをもって接します。

重要

支援者による要援護者の支援は義務ではありません。
支援者が被災した場合や不在の場合は避難支援を行うことができません。支援者はご自分の身の安全を確保することが優先です。

22年度以降の取組みとお願い

◎新たに「要援護者」として登録を希望される方と「支援者」として登録をしていただける方、また、各種資格や免許をお持ちの方で協力いただける方は下記の【連絡先】までご一報願います。

◎既に登録をいただいている方で、転居などにより地域を離れる場合なども登録情報を削除する必要がありますので、必ず下記【連絡先】までお知らせ願います。

連絡先

第1地区（北第13町内会 ●班、●班）
責任者 ◎◎ ◎◎（電話 △△△-△△△△）

第2地区（北第13町内会 ●班、●班、●班）
責任者 ◎◎ ◎◎（電話 △△△-△△△△）

第3地区（北第13町内会 ●班、●班、●班）
責任者 ◎◎ ◎◎（電話 △△△-△△△△）

Ⅲ 各種問合せ先

1 災害時要援護者避難支援に関すること

本 庁：保健福祉局総務部総務課 …………… 電話 011-211-2932
区 役 所：保健福祉部保健福祉課 …………… 区役所代表電話番号参照

2 自主防災組織に関すること

区 役 所：市民部総務企画課 …………… 区役所代表電話番号参照

【区役所代表電話番号】

中央区	011-231-2400	豊平区	011-822-2400
北 区	011-757-2400	清田区	011-889-2400
東 区	011-741-2400	南 区	011-582-2400
白石区	011-861-2400	西 区	011-641-2400
厚別区	011-895-2400	手稲区	011-681-2400

3 防災全般に関すること

本 庁：危機管理対策室危機管理対策課 …… 電話 011-211-3062

4 消防・救急・救助等に関する講習、訓練に関すること

各消防署：予防課 …………… 各消防署代表電話番号参照

【各消防署代表電話番号】

中 央	011-215-2120	豊 平	011-852-2100
北	011-737-2100	清 田	011-883-2100
東	011-781-2100	南	011-581-2100
白 石	011-861-2100	西	011-667-2100
厚 別	011-892-2100	手 稲	011-681-2100